

第7回 定期 総会 議事録	
1、日 時	令和6年7月5日(金)
2、場 所	本耶馬溪公民館 大会議室(1階)
3、出席委員	1番橋本委員、3番坪根委員、4番白木原委員、5番奥委員、6番高倉委員、7番多村委員、8番石川委員、9番浦野委員、10番高橋委員、11番松田委員、12番北村委員、13番鷹崎委員、15番梶原委員、最適化推進委員 16名(細田、上野、宮瀬、黒土、濱田、村本、萩原、尾家、長谷川、岩渕、北山、中島、矢野、樋口、墓、荒川)
4、欠席委員	2番田畑委員、14番江島委員、最適化推進委員(前田、武信、山崎、徳永、立木、田中、新谷)
5、事務局	小出局長、片桐次長、井上、星野、上田
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	8番石川委員、10番高橋委員
小出局長	それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中13名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。
議 長	それでは、只今より令和6年第7回定期総会を開催致します。議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、議事録署名委員を8番石川委員、10番高橋委員にお願いします。よろしく申し上げます。
議案審議 議第1号 議 長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、1番から4番の調査の報告を高橋委員お願いします。

10番（高橋）	1番から4番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。ご審議よろしく申し上げます。
議長	ただいま1番から4番について、調査の報告が高橋委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長	異議なしと認め、1番から4番について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第2号	農用地利用集積計画（案）の利用権設定について
議長	議第2号農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政課担当より説明をお願いします。
農政課（加来）	（農政課 担当 説明）
議長	議第2号農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政課担当より説明がありましたが、異議はありませんか。
全委員	（異議なし）
議長	ご異議ありませんので、議第2号農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、適当とし、承認と致します。
議案審議 議第3号	農用地利用集積等促進計画（案）について
議長	議第3号農用地利用集積等促進計画（案）の利用権設定について、1番の審議に入る前に白木原委員、石川委員、荒川推進委員、田中推進委員、新谷推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	白木原委員、石川委員、荒川推進委員、田中委推進員、新谷推進委員、退席。

議 長	農政課担当より説明をお願いします。
農政課 (加来)	(農政課 担当 説明)
議 長	ただいま農用地利用集積等促進計画 (案) の利用権設定について、農政課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画 (案) の利用権設定については承認といたします。
	白木原委員、石川委員、荒川推進委員、田中推進委員、新谷推進委員は入室してください。
	白木原委員、石川委員、荒川推進委員、田中推進委員、新谷推進委員、着席。
議案審議 議第4号	
議 長	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について
	議第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番の調査の報告を奥委員をお願いします。
5番 (奥)	(1番の申請地の場所について説明)
	1番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転贈与で間違いありません。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま1番について、奥委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。
	それでは2番について、調査の報告を濱田推進委員をお願いします。
濱田推進委員	(2番の申請地の場所について説明)
	2番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違

議 長	<p>いありません。ご審議よろしく申し上げます。</p>
全委員	<p>ただいま2番について、濱田推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。</p>
濱田推進委員	<p>3番4番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>橋本委員、退席。</p>
議 長	<p>それでは3番4番について、調査の報告を濱田推進委員にお願いします。</p>
濱田推進委員	<p>(3番4番の申請地の場所について説明)</p>
議 長	<p>3番4番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろしく申し上げます。</p>
全委員	<p>ただいま3番4番について濱田推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、3番4番について当委員会は許可と致します。</p>
濱田推進委員	<p>橋本委員は、入室してください。</p>
議 長	<p>橋本委員、着席。</p>
議 長	<p>それでは5番から10番について、調査の報告を村本推進委員にお願いします。</p>
村本推進委員	<p>(5番から10番の申請地の場所について説明)</p>
村本推進委員	<p>5番6番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。7番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転贈与で間違いありません。8番9番10番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろし</p>

議 長	<p>くお願いします。</p>
全委員	<p>ただいま5番から10番について、村本推進委員より調査の報告がありました。異議はございませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p>
6番(高倉)	<p>異議なしと認め、5番から10番について当委員会は許可と致します。それでは11番から15番について、調査の報告を高倉委員にお願いします。</p>
議 長	<p>(11番から15番の申請地の場所について説明) 11番12番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。13番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転贈与で間違いありません。14番15番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。審議よろしくお願いします。</p>
全委員	<p>ただいま11番から15番について高倉委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p>
尾家推進委員	<p>異議なしと認め、11番から15番について当委員会は許可と致します。それでは16番17番について、調査の報告を尾家推進委員にお願いします。</p>
議 長	<p>(16番17番の申請地の場所について説明) 16番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転生前一括贈与で間違いありません。17番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転贈与で間違いありません。ご審議よろしくお願いします。</p>
全委員	<p>ただいま16番17番について尾家推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p>

13番(鷹崎)	<p>異議なしと認め、16番17番について当委員会は許可と致します。 それでは18番について、調査の報告を鷹崎委員にお願いします。</p>
議長	<p>(18番の申請地の場所について説明) 18番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろしくをお願いします。</p>
全委員	<p>ただいま18番について鷹崎委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p>
議案審議 議題5号	<p>異議なしと認め、18番について当委員会は許可と致します。</p>
議長	<p>農地転用事業計画変更申請に関する件について 議第5号農地転用事業計画変更申請に関する件について、1番の調査の報告を橋本委員お願いします。</p>
1番(橋本)	<p>(1番の申請地の場所について説明) 1番について報告いたします。平成8年4月に農地法第5条許可を受けた案件になります。当初は自宅を建築する予定でしたが、仕事の転勤等があり建築することができなくなりました。今後住宅を建てる予定もなく、売却することになった為、事業計画変更となりました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ただいま1番について橋本委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。</p>
議案審議 議題6号	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について 議題6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件につい</p>

		て、1番の調査の報告を橋本委員お願いします。
1番（橋本）		（1番の申請地の場所について説明） 1番について報告いたします。先ほどの議題5号1番の案件で承継業者に宅地分譲用地（1区画）として売却するものになります。生活雑排水は公共下水に接続し放流し、雨水排水は南面の雨水側溝に放流します。ご審議よろしくお願いします。
議 長		ただいま1番について橋本委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		（異議なし）
議 長		異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。それでは2番について、調査の報告を奥委員にお願いします。
5番（奥）		（2番の申請地の場所について説明） 2番について報告いたします。転用目的は資材置場用地です。雨水排水は地下浸透及び浸透暗渠と浸透柵で処理します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議 長		ただいま2番について、奥委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		（異議なし）
議 長		異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。それでは3番について、調査の報告を白木原委員にお願いします。
4番（白木原）		（3番の申請地の場所について説明） 3番について報告いたします。転用目的は建築条件付宅地分譲用地（8区画）です。生活排水は合併処理浄化槽にて、雨水排水と一緒に東側水路に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議 長		ただいま3番について白木原委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。

全委員	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認め3番について当委員会は許可と致します。</p> <p>4番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>橋本委員、退席。</p>
議長	<p>それでは4番について、調査の報告を高倉委員をお願いします。</p>
6番(高倉)	<p>(4番の申請地の場所について説明)</p> <p>4番について報告いたします。転用目的は駐車場及び庭園です。雨水排水については、地下浸透により処理いたします。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいま4番について高倉委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認め4番について当委員会は許可と致します。</p> <p>橋本委員は入室をお願いします。</p> <p>橋本委員、着席。</p>
議長	<p>それでは5番について、調査の報告を高倉委員をお願いします。</p>
6番(高倉)	<p>(5番の申請地の場所について説明)</p> <p>5番について報告いたします。転用目的は宅地分譲用地(8区画)です。生活雑排水は合併処理浄化槽を經由し、雨水排水と一緒に前面道路側溝に放流します。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいま5番について高倉委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認め5番について当委員会は許可と致します。</p>

		<p>それでは6番について、調査の報告を多村委員にお願いします。</p>
7番（多村）		<p>（6番の申請地の場所について説明）</p> <p>6番について報告いたします。転用目的は駐車場用地です。雨水排水は前面水路に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われれます。ご審議よろしくお願いします。</p>
議 長		<p>ただいま6番について多村委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>（異議なし）</p>
議 長		<p>異議なしと認め6番について当委員会は許可と致します。</p> <p>それでは7番について、調査の報告を浦野委員にお願いします。</p>
9番（浦野）		<p>（7番の申請地の場所について説明）</p> <p>7番について報告いたします。転用目的は貸駐車場用地です。雨水排水は自然浸透です。ご審議よろしくお願いします。</p>
議 長		<p>ただいま7番について浦野委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>（異議なし）</p>
議 長		<p>異議なしと認め7番について当委員会は許可と致します。</p>
議案審議 議題7号		<p>非農地証明願に関する件について</p>
議 長		<p>議第7号の非農地証明願に関する件について事務局より1番から9番まで説明をお願いします。</p>
事務局（上田）		<p>議案朗読</p>
議 長		<p>ただいま非農地証明願に関する件について事務局より説明がございましたが異議はございませんか。</p>
全委員		<p>（異議なし）</p>

議 長	異議はございませんので非農地証明願に関する件について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第 8 号	農地造成届に関する件について
議 長	議題 8 号の農地造成届に関する件について事務局より 1 番の説明をお願いします。
事務局 (星野)	議案朗読
議 長	ただいま農地造成届に関する件について事務局より説明がございましたが異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議はございませんので農地造成届に関する件について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第 9 号	その他議案について
議 長	議題 9 号その他について事務局説明をお願いします。
小出局長	(別紙議案のとおり)
議 長	<p>それでは総括を進めたいと思います。</p> <p>議第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議第 2 号、農用地利用集積計画 (案) について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議第 3 号、農用地利用集積等促進計画 (案) について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議題 4 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議題 5 号、農地転用事業計画変更申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>議題6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議題7号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議題8号、農地造成届に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>以上でございます。長い時間、審議ありがとうございました。 以上を持ちまして、第7回定期総会を閉会いたします。</p>
------------	--